

本の案内人 司書の仕事



図書館司書の仕事はカウンター業務ではありません。本を選びやすく並べ、心が弾む展示を考えたり、本と人をつなぐために、幅広い業務を行っています。司書の知られざる仕事の一部を紹介します。 ●問い合わせ みどりが丘図書館 ☎0628



探しやすく、見つけやすいように

配架・保管



図書館の本棚を見て、「まだ本が入りそうだな」と感じたことはありませんか。あえて余白をつくることで、本が探しやすく、見つけやすいようにレイアウトしています。利用頻度の低い資料や古い本は閉架書庫に移しています。

左_みどりが丘図書館の本棚には約 74,000 冊が見つけやすいようにレイアウトされている。 右_みどりが丘図書館・旧柳井図書館の閉架書庫には約 33,000 冊が保管されている。

つ積み重ねていきたいと思えます。

私自身、かつて迷いを抱えていた時期があったので、今後は同じように悩む方が安心して過ごせる場所をつくれるよう、できることを少しずつ積み重ねていきたいと思えます。

先日、自分が表紙を見えるように並べて紹介した本が、翌日に借りられていたのを見て、とてもうれしくなりました。自分が利用者として本との出会いをつくり出しているのだと思うと、励みになります。

出合いが導いた 司書という仕事



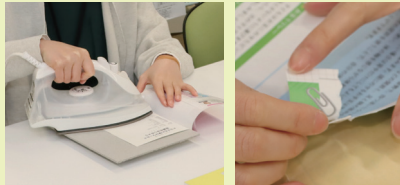
みどりが丘図書館司書
かわむらさん



長く大切に使うもらえるように

ブッカー貼り・修理

購入した本の一部は一冊ずつ職員がブッカー（透明フィルム）を貼っていきます。また、壊れたり傷んだりした本は、アイロン・のり等を使って修理します。破れてしまった場合は自分で直そうとせず、返却時にお声かけください。



上_形状に合わせて貼る熟練の技
左下_波打ったページをアイロンがけ
右下_破れたページはのり等で修復



声を大切にしたい本選び

選書

読んでもらいたいジャンルや不足しているジャンルの本を選定しています。時には、利用者みなさんのリクエストも参考にしています。古いものや入手困難な本は他の図書館などから取り寄せています。



季節と話題をちょっと先取り

企画コーナー

正面入り口付近の企画コーナーは、来館者が最初に目にする場所でもあり、図書館の“今”を伝える大切なスペースです。毎月テーマを変え、季節感や社会の話題、地域の出来事に合わせた展示を行っています。足を止めてもらえるよう、選書やレイアウトにも工夫を凝らし、本との新しい出会いを生む場として活用しています。



幅広い知識が要求される仕事

レファレンスサービス



レファレンスサービスとは、図書館で利用者の「知りたいこと」や「調べたいこと」を一緒に探すための相談サービスです。気になるテーマに合った資料を紹介したり、情報の探し方を提案したりしながら、必要な答えにたどり着けるようサポートします。図書館ならではの“調べもの窓口”のような存在で、令和7年度は87件の利用がありました。

上_パソコン検索の裏には本の情報の入力作業が必要
下_根気よく資料をめくることも

interview



みどりが丘図書館司書
あさもとさん

今後、利用者の「知りたい」に寄り添える司書でありたいですね。

レファレンスでは、伺ったキーワードをもとに文献や郷土資料を開き、確認しては次を探す作業を続けます。数日かかることもあり、情報を一つずつ掘り起こす根気のいる仕事です。だからこそ、必要な資料をお示しできたときの達成感は大いです。

情報へ続く細い糸をたぐる
図書館では、本の貸し借りだけでなく、調べものの相談を受けます。必要な情報を一緒に探す「レファレンス」という仕事に、私は大きなやりがいを感じています。
先日は、「戦前の駅前通りにあったお店を調べたい」という相談がありました。ご自身のルーツをたどるためだそうです。最近では家系を調べる方が増え、遠く東京から来館される方もいました。

みどりが丘図書館のイベント

◇申込開始 5月19日(火) 9:30～

●申込・問い合わせ みどりが丘図書館 ☎0628

おはなし会(無料・申込不要)

- 日時 5月23日(土) 10:30～11:30
- 内容 絵本「かえるさんのおいけ」ほか
紙芝居「トラよりつよいカエルくん」
英語絵本「The Three Little Pigs」
- 出演 おはなし倶楽部ぽぴんず

夜カフェ「シネマを読む夜」(無料・要申込)

- 日時 6月26日(金) 19:00～20:00
- 定員 6名
- 内容 お気に入りの映画の原作本や解説本について語り合い、新たな本との出会いを楽しむ

映画上映会(無料・要申込)

- 日時 6月20日(土) 13:30～16:40
アールアールアール
- 映画名 「R R R」(上映時間：179分)
- 定員 40人程度

国木田独歩の世界

■展示

～国木田独歩文学ガイド -
柳井・田布施・平生 -～

○展示期間

6月3日(水)～28日(日)

■朗読会

～朗読&チェロ～ 馬上の友/画の悲しみ
(無料・申込不要)

○日時 6月6日(土) 18:30～20:30

○出演

▼音楽文庫

▼[朗読] 瀬川嘉さん(朗読家、フリーアナウンサー)

▼[チェロ演奏] 遠藤和子さん(チェリスト)



国立国会図書館
デジタルコレクションより

イベントレポート

3/29 ストーンマーケット翠が丘公園 弓道場完成記念式典

ストーンマーケット翠が丘公園に整備した新しい市弓道場の利用開始にあたり、記念式典が開催されました。式典終了後、初心者向け体験会があり13～75歳までの32人が参加しました。



4/16 株式会社ネストハウス 図書寄贈

(株)ネストハウス(石川貴大代表取締役社長・写真右から2人目)が、同社開催の経営者交流会ビブリア読書バトルで集まった寄付金で購入した絵本やチャンプ本など20冊をみどりが丘図書館に寄贈しました。

石川社長は「本を通じて多くの経営者と繋がりを持てた。本の寄贈が地域の子どもの未来につながれば」と、第3回大会優勝者の(有)サンクス・秋田京子取締役会長(左から2人目)は「司書さんに相談して借りた本がチャンプ本に選ばれた。是非多くの人に読んでほしい」と話しました。



みんなで元気にラジオ体操講習会 (無料・要申込)

日本の夏の風物詩として昭和28年から続く「巡回ラジオ体操・みんなの体操」が、8月1日に本市で開催されます。これに先立ち、ラジオ体操講師を招いて講習会を行います。ラジオ体操をもっと楽しく、運動効果を高めるコツを学び、元気に体を動かしましょう。



ラジオ体操イメージキャラクター
ラタ坊

- 日時 6月21日(日)
受付 9:30 ~ 講習会 10:00 ~ 11:30
- 場所 FUJIBO 柳井化学武道館
(柳井市南浜三丁目2番3号)
- 派遣講師



いつかいちゆうこ
講師 五^い日^ち市^{ゆう}祐^こ子^{さん}
NPO 法人全国ラジオ体操
連盟指導委員

※ (一財) 簡易保険加入者協会支援事業による講師派遣を受けて実施します。



たてのれな
実技講師 館^た野^て伶^の奈^れさん
NHK テレビ・ラジオ体操
実技者

- 持参物 室内シューズ、飲み物
- その他
 - ▼運動しやすい服装で参加してください。
 - ▼参加者に記念品のプレゼントがあります。
 - ▼座ったままでも体操できます。
- 申込期限 6月10日(水)
- 申込・問い合わせ
電話・FAX・メールで参加者全員の①氏名、②住所、③年齢、④電話番号をお知らせください。
生涯学習・スポーツ推進課
☎⑤ 2424 / FAX⑤ 2433
✉ shogaigakushu@city-yanai.jp



市ホームページ
特設ページ

総合計画策定のための 市民懇談会を各地区で開催します

市ではこれからのまちづくりの指針となる「第3次柳井市総合計画」(計画期間：令和9～18年度)の策定を進めています。そこで、総合計画骨子(案)を説明し、市民の皆様からご意見をいただく市民懇談会を市内12か所で開催します。ご都合の良い日時・会場にぜひご参加ください。 ●問い合わせ 政策企画課 ☎② 2111 内線 471



日時	地区	場所
6月25日(木) 18:30 ~ 20:00	柳井	柳北小コミュニティルーム
6月26日(金) 18:30 ~ 20:00	日積	日積公民館
6月30日(火) 18:30 ~ 20:00	大畠	ふれあいタウン大畠
7月 1日(水) 18:30 ~ 20:00	阿月	阿月公民館
7月 3日(金) 18:30 ~ 20:00	柳井	みどりが丘図書館

※以降の日程は、広報やない6月11日号でお知らせします。

納税通知書を送付します

●問い合わせ 税務課 ☎2111内線 133,134

市県民税など

発送日 **6月1日** 月

市県民税などを給与天引で納付している特別徴収の人には、事業所を通じて特別徴収決定通知書を送付しています。

令和8年度(令和7年分所得)課税証明書

○発行開始 6月1日 月 ※特別徴収の人も同様です。

○場所 税務課、各出張所・連絡所、コンビニエンスストア

○必要書類 本人確認ができるもの(コンビニ交付にはマイナンバーカードが必要)

※4月1日から世帯での交付は廃止しています。

発送日

6月12日 金

「子ども・子育て支援金制度」が始まります

子ども・子育て支援金制度は全世代・企業が支援金を拠出し、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。国民健康保険税の場合、従来の保険税と合わせて「子ども・子育て支援納付金分」を納付いただきます。

税率と賦課限度額が一部変わります ※()内の数字は昨年度。

	所得割 基礎控除※後の 総所得金額等 ×	均等割 被保険者1人 につき	平等割 1世帯につき	
医療保険分	7.4%	25,800円	20,400円	合計額(A) 限度額 67万円 (66万円)
後期高齢者医療制度支援金分	2.5%	8,700円	7,400円	合計額(B) 限度額 26万円
介護保険分(40歳～64歳)	2.5%	8,000円	6,600円	合計額(C) 限度額 17万円
子ども・子育て支援納付金分 (新設)	0.33%	1,530円 (18歳以上)	910円	合計額(D) 限度額 3万円

※基礎控除額 43万円

(A) + (B) + (C) + (D) = 国民健康保険税額

均等割額・平等割額の軽減対象範囲が拡大されます ※2割・5割軽減の対象範囲が拡大。

軽減割合	令和7年度基準	令和8年度基準
7割軽減	世帯の軽減判定所得 ≤ 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	世帯の軽減判定所得 ≤ 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ※変更なし
5割軽減	世帯の軽減判定所得 ≤ 43万円 + 30.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	世帯の軽減判定所得 ≤ 43万円 + 31万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割軽減	世帯の軽減判定所得 ≤ 43万円 + 56万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	世帯の軽減判定所得 ≤ 43万円 + 57万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

市職員採用試験情報

職種・採用予定人数		受験資格	試験			その他
			1次試験		2次試験	
			日にち	時間・内容	時期・内容	
上級	行政職	7人程度	7/12 ☎	9:00～12:00 教養試験 適性検査	8月下旬 作文試験 面接	会場 市役所 採用 令和9年 4月1日 以降
	土木技術職	5人程度		13:00～16:00 専門試験 適性検査		
	建築職	5人程度				
		平成9年4月2日以降に生まれた人				

○申込方法

電子申請または郵送で申し込んでください。

○申込期限

▼電子申請

6月4日(木) 17:00

▼郵送

6月11日(木) ※消印有効

●申込先・問い合わせ

総務課

☎2111内線 431

空き家に関する補助制度・相談会

空き家除却(解体)補助金

○対象となる空き家

▼次の条件を全て満たす住宅
年間を通して常時無人の状態の戸建て住宅／個人が所有する住宅／所有権以外の権利が設定されていない住宅 など

○補助対象者

▼次の全てに該当する者（法人は除く）

空き家の所有者または空き家がある敷地の所有者（相続人・代理人を含む）など／柳井市の市税の滞納がない者

○補助対象工事 市内に本店がある解体業者へ依頼して行う空き家の除却工事（住宅の一部のみを除却する工事、他の制度による補助金等の交付対象となる工事は補助対象に含みません）

○補助金額 補助対象経費の額（消費税及び地方消費税相当額を除く）の1/2、上限額 150万円

○募集期限

令和9年
2月1日(月)



○注意事項

▼補助金の交付決定前に工事に着手した場合は補助対象外となります。

▼令和9年3月8日(月)までに完了届を提出してください。

※先着順。予算額に達した際は受付を終了。受付終了後追加で募集の可能性有。

●申込・問い合わせ

建築住宅課

☎② 2111 内線 241 ~ 243

空き家対策相談会(無料・要申込)

○日時

6月5日(金) 13:30 ~ 15:00

○場所

市役所 3階大会議室

○内容 弁護士による空き家の相続等の相談／土地家屋調査士による空き家の境界等の相談／職員による空き家バンク等の相談（弁護士・家屋調査士・職員それぞれ4組程度）

○申込期限

5月29日(金)

●申込・問い合わせ

建築住宅課

☎② 2111 内線 241

空き家改修・残存家財撤去補助

空き家バンクの登録物件を対象に、改修費用及び残存家財等処分費用の一部を補助します。

○空き家改修(補助率 2/3)

補助上限 60万円（平郡島は上限 90万円）

○家財撤去(補助率 1/2)

補助上限 10万円（平郡島は上限 15万円）

※事前の申請が必要。

●申込・問い合わせ

地域づくり推進課

☎② 2111

内線 461



空き家バンク出張相談会

(無料・申込不要)

○日時

① 5月27日(水) 10:00 ~ 15:00

② 6月 3日(水) 10:00 ~ 15:00

○場所

① みどりが丘図書館スタジオ 4

② 柳東文化会館会議室

●申込・問い合わせ

地域づくり推進課

☎② 2111 内線 461

柳井ブランド「きんさい柳井」

新規認証申請・推薦の受付を開始します

柳井市地域ブランド推進協議会では、柳井市の価値ある地域資源をブランドとして認証し、「柳井ブランド」としてPR するなどの販売支援を行っています。

なお、第1次・第2次・第4次～第7次認証分の更新認証は10月以降を予定しています。

●申込・問い合わせ 柳井市地域ブランド推進協議会事務局(商工観光課内)

☎② 2111 内線 361

○受付期間 6月1日(月)～8月31日(月)

○認証対象 応募対象は以下の9分類です。

- ① 一次産品(農作物、水産物、林産物等)
- ② 加工品(加工食品、飲料等)及び郷土料理
- ③ 工芸品(織物、陶磁器、漆器、木工品、竹工品等)
- ④ 有形文化財
- ⑤ 無形文化財
- ⑥ 民俗文化財
- ⑦ 記念物
- ⑧ 自然及び景観
- ⑨ 伝統的建造物群

※①～③：農林漁業者もしくは製造業を営んでいる人またはこれらの人で組織する法人その他団体で、原則として、市内に住所(主たる事業所の所在地)を有する人が応募(申請)できます。④～⑨：どなたでも応募(推薦)できます。

○応募方法 実施要領を確認の上、商工観光課備付の申請書類を柳井市地域ブランド推進協議会事務局(商工観光課内)に提出してください。申請書類と実施要領は市ホームページからダウンロードできます。



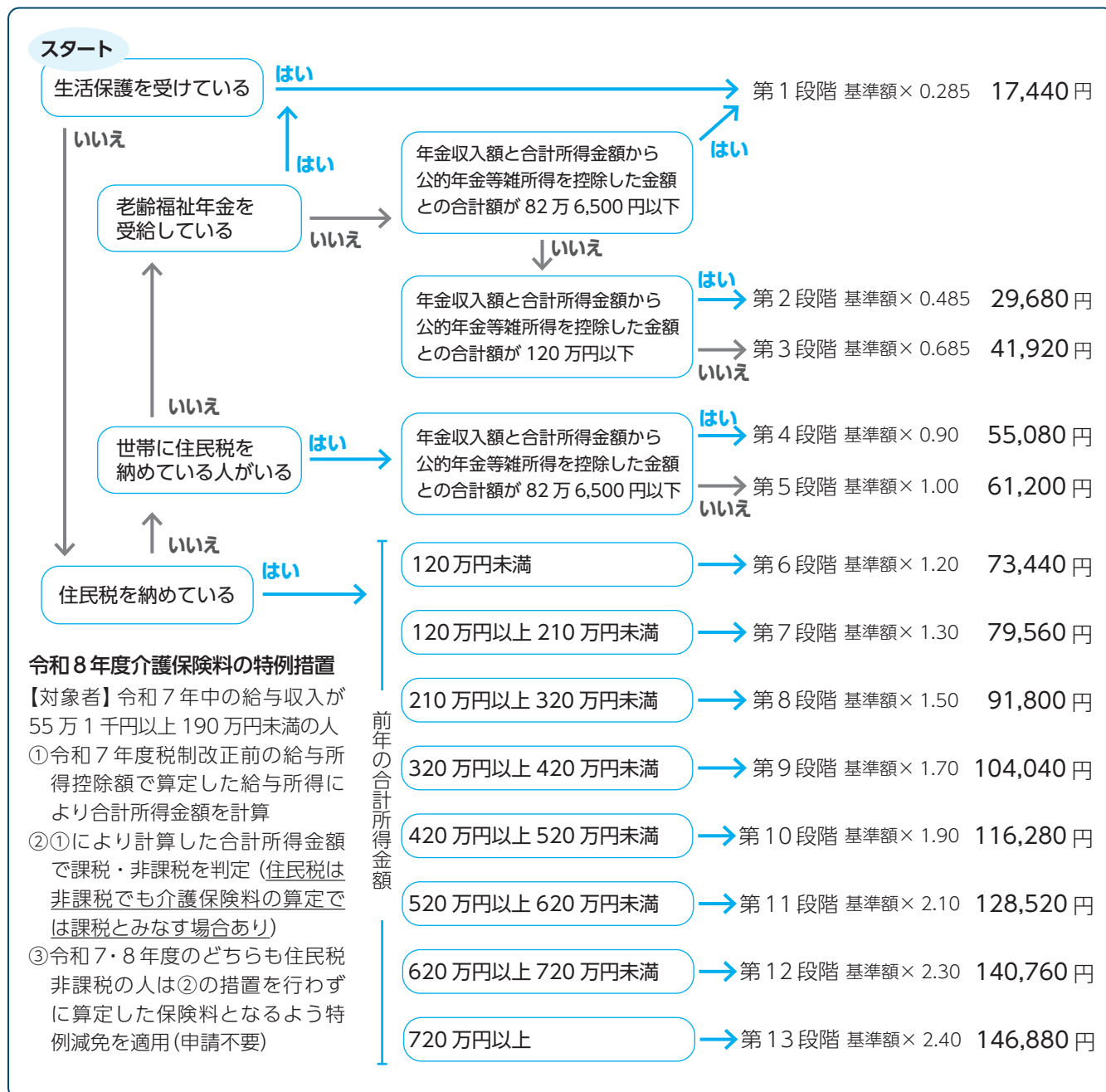
令和8年度 介護保険料

介護保険は介護を予防し、また介護が必要になったときには費用の一部を支払ってサービスを利用できるように、社会全体で連帯して支えあう制度です。40歳以上の全ての人が介護保険の被保険者となります。64歳までの人の介護保険料は加入する医療保険の保険料に含まれていますが、65歳以上の人は医療保険料とは別に納めることになります。

●問い合わせ 高齢者支援課 ☎2111 内線 155, 186

- 65歳以上の人の令和8年度の保険料基準額は、昨年度までと同じ**61,200**円です。
- 第1段階から第3段階の保険料を継続して軽減しています。

介護保険料の所得段階区分および年間保険料額(65歳以上)



※年金収入額

課税対象となる公的年金の収入額で、障害年金・遺族年金等の非課税年金の収入額は含みません。

※合計所得金額

収入金額から必要経費(給与所得控除、公的年金控除など)を控除した金額を合算したものです。土地建物等の長期・短期譲渡所得に係る特別控除額がある場合は特別控除額を控除します。合計所得金額が0円を下回る場合は、0円とみなします。

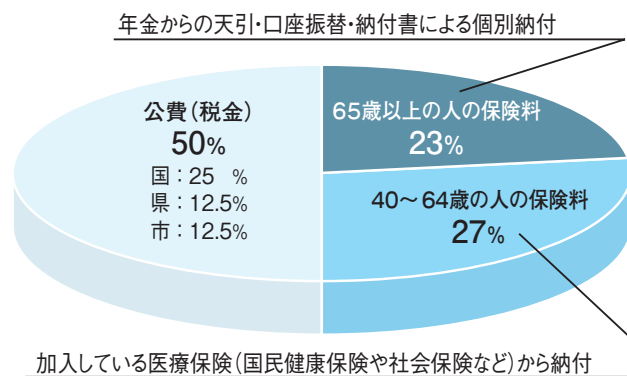
●第1～5段階

合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額(給与所得と課税対象となる公的年金に係る所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除の適用がある場合は、その控除前の金額)から10万円を控除します。控除後の額が0円を下回る場合は、合計所得金額を0円とします。

65歳以上の人の保険料はこうして決定

介護保険給付費用・地域支援事業費用の23%を65歳以上の人が負担することになっています。今期の保険料は、これらの費用がまかなえるよう、負担割合等をもとに算出した「基準額」を基礎としています。

個人の年間保険料額はこの「基準額」をもとに、8ページのとおりの所得段階に応じて決まります。どの所得段階区分に該当するかは各年度ごとに決定します。



保険料の納め方は

○特別徴収

- ▼介護保険料は原則、年金から天引きします(特別徴収)。年金の年額が18万円以上ある人は、年6回の年金支給時に、保険料があらかじめ差し引かれます。
- ▼4・6・8月の徴収額は仮徴収期間として、原則、前年度2月の天引額と同額です。6月の年間保険料額決定時に、8月以降の徴収月ごとの徴収額が極力均等になるように8月の仮徴収額を調整します。
- ▼10月以降は本徴収期間となり、決定した年間保険料額から仮徴収額を差し引いた金額が、10・12・2月の本徴収額となります。

○普通徴収

- ▼年金の年額が18万円未満の人など特別徴収による納付ができない人は、納付書や口座振替で個別に納めることとなります。
- ▼原則として、6月から翌年3月までの各月の月末が納期となります。
- ▼納期限を過ぎた納付書はコンビニエンスストアやスマートフォンアプリ「PayB」「PayPay」「FamiPay」では使用できません。

※普通徴収の対象となるのは

- 年金の年額が18万円未満の人
- 老齢福祉年金を受給している人
- 65歳になったばかりの人
- 年金が一時給付停止状態の人など

保険料額の通知は6月中旬に

年間の保険料額や納付方法などが記載されていますので、内容をご確認ください。

普通徴収の人は口座振替がおすすめ

納め忘れがない口座振替が便利です。市の指定金融機関・収納代理金融機関で利用できます。

※国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、納付方法を特別徴収から口座振替に変更することができますが、介護保険料は特別徴収が原則となっているため、特別徴収の人が口座振替に変更することはできません。

苦情・相談などは

市の窓口のほか、次のところでも受け付けています。
山口県国民健康保険団体連合会介護保険課
☎ 083-995-1010

保険料の納め忘れはありませんか

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

■保険料を1年以上滞納すると

サービス利用時に利用者が利用料の全額をいったん負担し、申請により後で介護給付費が支払われることとなります。

■1年6カ月以上滞納すると

利用者が利用料の全額を負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなったり、滞納していた保険料と相殺されることがあります。

■2年以上滞納すると

利用者負担が3割(4割の場合も)に引き上げられるなどの措置がとられます。

※災害等で財産について著しい損害を受けるなど特別な事情により納めることが困難なときは、徴収猶予や減免を受けることができます場合があります。高齢者支援課に相談してください。